

青森県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例を「」に公布する。

令和五年一月二十日

青森県後期高齢者医療広域連合長

小野寺晃彦

## 青森県後期高齢者医療広域連合条例第二号

青森県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例

青森県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第七条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、同号の次に次の二号を加える。

二 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第一条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号

三 法人その他の団体（広域連合、国、独立行政法人等、広域連合以外の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものロ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

第七条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を削る。

第八条第二項中「前条第三号」を「前条第一号」に改める。

第九条中「第七条第一号又は第二号に該当する」を「第七条第一号に掲げる」に改める。

第十三条第二項第一号中「第七条第三号ロ、同条第四号ただし書又は同条第八号ただし書」を「第七条第一号ロ又は同条第

三号ただし書」に改める。

附 則  
(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の青森県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後になされた開示請求（青森県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第六条第一項に規定する開示請求をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前になされた開示請求については、なお従前の例による。